

八尾市告示第474号

八尾市行政評価システム機器更新に伴う調達機器等のリースについて、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和7年10月30日

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 八尾市行政評価システム機器更新に伴う調達機器等のリース
- (2) 入札物件 八尾市行政評価システム機器更新に伴う調達機器等一式（詳細は、仕様書に定めるとおり。）
- (3) リース期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において、取扱業種が大分類「リース・レンタル」又は「情報処理関連」で登録されていること。
- (2) 仕様書に定める要件を満たす本件入札に係るリース契約をリース期間の間確実に履行できること。
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人と本件入札に係る業務と種類をほぼ同じくする業務の契約を2回以上締結し、かつ、令和5年度以降に履行を完了した実績（1年を超える契約を履行中のものにあつては、1年以上履行した実績を含む。）を有していること。
- (4) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止

措置」という。）、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）及び本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）を受けていないこと。

- (5) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに条件付一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

4 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 類似業務実績調書及びこれを証明する書類（契約書の写し等）

- (2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

- (3) 申請書類を郵送により提出する場合は、次の方法によること。

ア 申請書類は、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかの方法により郵送すること。

イ 申請書類は、受付期間内に到達するように郵送すること。ただし、受付期間の開始日から令和7年11月10日までの郵便局の受領日付が封筒に表示されたものは、受付期間内に到達したものとする。

ウ 申請書類を郵送した後に、発送した旨の電話連絡を行うこと。

電話連絡先 八尾市政策企画部政策推進課

電話 072-924-3816（直通）

5 入札参加資格審査申請受付

(1) 受付期間 公告の日から令和7年11月11日までの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市政策企画部政策推進課

6 入札参加資格審査及び通知

申請書類により入札参加資格を審査し、その結果については令和7年11月12日に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格を認められなかった者に対しては、理由を付して通知する。

7 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、入札参加資格を認められた者が電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 令和7年11月12日から同月18日正午まで

イ 問合せ先 八尾市政策企画部政策推進課

電子メールアドレス seisakusuisin@city.yao.osaka.jp

電話 072-924-3816（直通）

(2) 受け付けた質問及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して令和7年11月20日までに電子メールにより通知する。

8 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者

(2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けていないもの

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けていないもの

9 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市政策企画部政策推進課

10 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

11 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年11月27日（木）午後4時00分

(2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階 入札室

12 入札の中止等

建設工事等競争入札心得第5条に定めるところによる。

13 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。

ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であること。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

14 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第7条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

16 その他

(1) 入札の執行

入札に参加する者の数が1の場合であっても入札は行うものとする。

(2) 納入業者への支払

落札者は、八尾市行政評価システム機器更新に伴う調達機器等一式（以下「調達機器」という。）の納入業者に対し、令和8年2月末日までに全額を一括で支払うこと。

(3) リース料の支払

本件における落札者に対するリース料の支払は、毎月払とする。

(4) リース期間満了後における調達機器の取扱い

落札者は、リース期間満了後、調達機器を本市に無償で譲渡するものとし、ソフトウェアの取扱いについては著作権者と本市において許諾等の対応を行う。

17 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市政策企画部政策推進課

電話 072-924-3816（直通）

ファックス 072-924-3570

電子メールアドレス seisakusuisin@city.yao.osaka.jp